



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|-------|--|--------------|---|
| 1473 | 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 1 |
| 1474 | 保安林の指定予定の通知 | (")..... | 1 |
| 1475 | 保安林の皆伐面積の公表 | (")..... | 2 |
| *1476 | 瀬戸内海漁業取締規則に該当する漁業の地方名称 | (資源管理課)..... | 2 |
| 1477 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 3 |
| 1478 | 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 3 |
| 1479 | 和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (教育委員会)..... | 4 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | | |
|----|-----------------|-------|---|
| 49 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 6 |
| 50 | 政治団体の解散の届出 | | 8 |
| 51 | 政治団体の設立の届出 | | 8 |
| 52 | 資金管理団体の届出 | | 8 |

○ 公告

- | | | |
|------|--------------|---|
| 入札公告 | (教育委員会)..... | 8 |
|------|--------------|---|

告 示

和歌山県告示第1473号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の7・1780の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1474号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町坂本字月ノ木387の7（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1475号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,449.95
紀中地域水源涵養保安林	1,463.38
紀北地域水源涵養保安林	333.13
紀南地域土砂流出防備保安林	945.12
紀中地域土砂流出防備保安林	399.72
紀北地域土砂流出防備保安林	414.19
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.68
和歌山県全域保健保安林	155.99

和歌山県告示第1476号

瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）第7条の規定に基づき、同規則第3条、第4条並びに第5条第1項及び第2項に該当する漁業の地方名称を次のように定める。

昭和26年和歌山県告示第912号（瀬戸内海漁業取締規則に該当する漁業の地方名称）は、令和2年11月30日限り廃止する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 第3条に該当するもの

(1) 1そうびき空釣こぎ漁業

文ちんこぎ漁業

(2) 2そうびき空釣こぎ漁業

掛なわこぎ漁業

2 第4条に該当するもの

沖縄式追込網漁業

3 第5条第1項及び第2項に該当するもの

(1) 敷網漁業

- ア 四そう張網漁業
- イ 八田網漁業
- ウ 焚入網漁業
- エ 棒受網漁業
- オ あじ敷網漁業
- カ ぼら敷網漁業
- キ 前記6種以外の敷網漁業

(2) まき網漁業

- ア しぼり網漁業
- イ 揚操網漁業
- ウ 巾着網漁業
- エ 操網漁業(中高網漁業を含む。)
- オ 前記4種以外のまき網漁業

和歌山県告示第1477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字堂垣内2439番1地先から同市上芳養字堂垣内2385番1地先まで	旧	4.70 } 31.60	376.90	
同上	新	8.70 } 47.90	376.90	

和歌山県告示第1478号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3548	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字前田441番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	令和 2.11.12	6.00	32.83

和歌山県告示第1479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務

(2) 業務の内容

和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年12月1日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）から（12）までの要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- (10) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
- ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者
 - イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験合格認定を受けている者
 - (ア) プロジェクトマネージャ
 - (イ) ネットワークスペシャリスト
 - (ウ) データベーススペシャリスト
 - (エ) ITサービスマネージャ
 - (オ) システム監査技術者
 - (カ) 情報セキュリティスペシャリスト
 - (キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）
 - (ク) システム運用管理エンジニア
 - ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者
 - エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者
- (11) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。
- (12) 仕様書に定める専任システムエンジニアによる運用保守サポートの体制を確立することができる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
 - キ 印鑑証明書
 - ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年分の市町村民税）
 - ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - サ 2の(9)に係る履行証明書

シ 2の(10)及び(11)の要件を満たすことを証する書類の写し

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

ソ 2の(12)の要件を満たすことを証する書類

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、コ、サ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年12月1日（火）から同月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年12月2日（水）午前9時から同月11日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年12月3日（木）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和2年12月18日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和2年12月25日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党和歌山第一総支部	岩井弘次	主たる事務所の所在地	和歌山市東長町5丁目81	和歌山市舟津町2丁目9-1	令和2.10.18
自由民主党和歌山県有田市第一支部	玉木久登	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道335	有田市古江見15番地 川口ビル3F	令和2.10.23

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上田順太後援会	上田順太	主たる事務所の所在地	西牟婁郡すさみ町口和深167	西牟婁郡すさみ町周参見3949-2	令和2.10.9
にさか吉伸日高郡後援会	松本秀司	主たる事務所の所在地	日高郡日高町志賀993番地	日高郡印南町皆瀬川263番地	令和2.10.14
		代表者	松本秀司	日裏勝己	令和2.10.14
		会計責任者	久留米啓史	松本秀司	令和2.10.14
遠藤富士雄後援会	遠藤富士雄	会計責任者	有田正男	井口幸一	令和2.10.1
遠友会	遠藤富士雄	代表者	遠藤富士雄	目良敏	令和2.10.1
		会計責任者	有田正男	井口幸一	令和2.10.1
山路博之後援会	元畑眞	代表者	元畑眞	梅本寿樹	平成17.5.8
		会計責任者	横矢正博	杉野光夫	平成17.5.8
和歌山県政治経済研究会	畑中昭男	主たる事務所の所在地	和歌山市中之島1739番地ブルーハイツ月読橋702号室	和歌山市小松原通1丁目1番地	令和2.10.23
仁坂吉伸由良町後援会	山名実	主たる事務所の所在地	日高郡由良町吹井252-8	日高郡由良町衣奈171	令和2.10.28
		代表者	山名実	畑中雅央	令和2.10.28
げんそ彰人後援会	藤薮利広	代表者	藤薮利広	森本勝	令和2.10.30
税理士による岸本周平後援会	藤原光男	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東4丁目2-31 グランメール201号	和歌山市中之島303-14	令和2.11.1
		代表者	藤原光男	大西省悟	令和2.11.1

		会計責任者	宮下智之	島紀郎	令和 2.11.1
おわ正之後援会	山崎知行	主たる事務所の 所在地	岩出市西野56番地	岩出市根来657-31	令和 2.11.9

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
山路博之後援会	元畑眞	令和 2.10.21

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大上まさはる後援会	大上正春	大上和美	岩出市荊本117-10	令和 2.10.21
山路博之後援会	元畑眞	横矢正博	田辺市下川下1708番地	令和 2.10.28

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
大上正春	岩出市議会議員	大上まさはる後援会	岩出市荊本117-10	令和 2.10.18

公 告

入 札 公 告

和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務

(3) 業務の内容

和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務履行の場所

仕様書による。

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第1479号に規定する和歌山県教育ネットワーク・ICT環境整備業務に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和2年12月1日（火）から同月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、令和2年12月2日（水）午前9時から同月11日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

防災対策室D

イ 入札日時

令和2年12月28日（月）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年12月25日（金）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction, Operation and maintenance of the Wakayama Educational Network System and lease of equipment, 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 28 December 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 25 December 2020)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3641

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp